

第 3 7 9 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 3 年（2 0 2 1 年）9 月 9 日開催

第379回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)9月9日(水)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 深川英穂 澤田唯二
田代龍也 廣田幸英 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
藤田香織
(欠席委員) 桑原千知 田中愛美
(漁業取締事務所) 主任技師 渡辺貴史
(熊本県漁業協同組合連合会) 指導部次長 河嵯皇一郎
(水産振興課) 主幹 木村武志 主幹 鮫島守
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明
- 4 議事次第
 - (1) 議題
 - 第1号議案
知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)
 - 第2号議案
令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について(照会)
 - 第3号議案
海区漁業調整委員会規程の改正について(協議)
 - (2) 報告
 - 1) 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の知事管理区分に配分する数量の変更について
 - 2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕の制限に係る公示について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第379回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第379回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部

と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。
過不足等ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、お疲れ様です。

皆さんもご承知のとおり、なかなか新型コロナウイルスが収束しないものですから、ここにおられる漁業者の方々も大変厳しい状況にあると思っています。今回、まん延防止等重点措置も解除されるかと思いましたが、又再度延長ということで漁業者は厳しい状況です。魚が売れない状況が続いており、早く収束してくれればと願っています。収束後は、委員の皆さんと食事でもと思っていますが、現状では声を掛けられない状況です。

それでは、ただ今から第379回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 田代委員と一宮委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日は、知事許可漁業の建網漁業、手繰第3種漁業なまこけた網漁業、その他のかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といたしますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びますが、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から要望のあった3つの漁業について諮問させていただきます。今回、諮問する漁業のうち、建網漁業は許可の有効期間満了に伴い、引続き当該漁業を営むために要望のあった漁業にな

ります。また、手繰第3種漁業なまこけた網漁業及びその他のかご漁業は、新たにこれらの漁業を営みたいという要望があった漁業になります。

次に、今回諮問させていただく制限措置の内容については、個別にかつ具体的に説明いたします。まず、建網漁業についてです。冊子を開いていただきまして、上から2枚が本日諮問する漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料になります。本県の建網漁業についての記載はありませんでしたので、冊子の1番上のページに固定式刺し網の一つであるくちぞこ刺し網漁業に関する資料を添付しています。建網漁業は、3つある図の一番下の図のような漁具を海底に設置して漁獲します。今回諮問する建網漁業の場合は、年明けから4月上旬にかけて、主にヒラメを漁獲します。ホッチキス止めの資料の3ページをご覧ください。建網漁業については、4種類の制限措置の公示を予定しています。これは、漁業を営む者の資格のうち1の住所要件が異なるためです。表の一番右の列をご覧ください。住所要件は上から、天草市牛深町、天草市魚貫町、天草市河浦町、天草市天草町となっています。漁業を営む者の資格の左の列に許可又は認可をすべき船舶の数を記載しており、上から順に4隻、1隻、1隻、7隻となっています。なお、操業区域、漁業時期及び船舶の総トン数及び推進機関の馬力数については、いずれの制限措置も同様となっております。操業区域は、資料6ページの別記1のとおり天草市牛深町の地先から西側の沖合となっております。漁業時期は、1月10日から4月10日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ定めなしとなっています。資料5ページをご覧ください。許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年（2021年）11月1日から令和3年（2021年）12月10日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、令和4年（2022年）1月1日から令和4年（2022年）12月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。内容は、既存の許可と同様となっております。建網漁業についての説明は、以上です。

次に手繰第3種漁業なまこけた網漁業です。以下、なまこけた網漁業と略させていただきます。前回の委員会と同じ資料になりますが、冊子を開いていただきまして、冊子の上から2枚目がなまこけた網漁業の資料になります。図のようななまこけた網を海底に沈め、漁船で曳いてなまこを漁獲します。資料7ページをご覧ください。操業区域は、資料8ページの別記1のとおり火共第3号共同漁業権漁場内の芦北地先となっております。漁業時期は、10月1日から翌年3月31日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力制限措置は、

それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年(2021年)9月24日から令和3年(2021年)10月4日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年(2023年)3月31日までとしています。また、備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。なまこけた網漁業については以上です。

最後にその他のかご漁業の制限措置になります。資料9ページをご覧ください。表の見方は先ほどのなまこけた網漁業と同様です。操業区域は資料10ページの別記1のとおり、天草市牛深町の地先、漁業時期は3月1日から11月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの、なまこけた網漁業と同様です。許可の有効期間は許可日から令和4年(2022年)11月30日までとしています。また、許可をするに当たって付す条件は、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。その他のかご漁業については、以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

水産振興課

続きまして、第2号議案「令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

第2号議案「令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。それでは座って説明させていただきます。

資料13ページをご覧ください。うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、県内のうなぎ養殖用及び県内河川等への放流用に供するものに限りウナギ種苗の採捕を許可し、ウナギ資源の健全な活用と資源の維持を期すると共に、ウナギ種苗の採捕秩序の確立を図ることを目的としており、管理年度ごとに内容の見直しを行った上で制定しています。今回は令和3年12月から令和4年4月の令和4年産のうなぎ種苗採捕に係る取扱方針についてご意見を伺うものです。

取扱方針の内容に入る前に、うなぎをめぐる状況について、水産庁資料を用いてご説明します。資料は14ページをご覧ください。

なお、今回の説明で「ウナギ」と呼ぶ種は全てニホンウナギを指します。

ウナギは平成26年に、近い将来絶滅の危険性が高い種としてレッドリストに掲載されましたが、依然として生態に不明点が多く、資源の減少要因についても特定できていない状況のため、全国で様々な管理措置が取られています。本県では、漁業調整規則において、海面、内水面の両方で、全長21cm以下のウナギの採捕を禁止し、21cm以上のものについても、委員会指示により10月1日から翌年の3月31日まで採捕禁止にしています。

ウナギ資源が減少している一方、ウナギ養殖を行うために必要な種苗であるシラスウナギを人工的に大量生産する技術が未だ確立されていないことから、ウナギ養殖業では天然資源に頼らざるを得ない状況にあります。そのため、本県ではウナギ養殖で必要になる最低限の量を採捕することを漁業調整規則に基づき知事が特別に許可しています。

続いて資料15ページをご覧ください。ウナギが絶滅危惧種に指定されたことを受け、ウナギ養殖業は国の許可がなければ営むことができない指定養殖業となっており、本県では14業者が国の許可を受けて営んでいます。このうち、シラスウナギを使用して養殖することができる許可を保有している者が8業者います。これらの業者が自らの養殖に使用するシラスウナギを採捕する場合又は熊本県養鰻漁業協同組合がこれらの業者へ種苗を供給する場合に、種苗の採捕を許可しています。また、内水面漁協が漁業権漁場内に放流する目的で採捕する

場合にも、同様に許可しています。

次に本県におけるウナギ種苗の特別採捕許可の仕組みについて、ご説明させていただきます。資料16ページをご覧ください。

許可を受けた許可取得者が必要な量のシラスウナギを全て自分で採捕することはできないため、採捕従事者を使って集めることとなります。さらに、シラスウナギの違法な流通をなくすため、本県では採捕従事者が採捕したシラスウナギは指定集荷人を通じて許可取得者の下へ全て集められる仕組みとなっています。シラスウナギの特別採捕に関しては、海上保安部、漁業取締事務所及び県警と連携し、違法採捕の取締りを行っておりますが、特別採捕許可に基づく採捕であることを明確にするため、採捕従事者、指定集荷人に対し、顔写真入りの採捕従事者証、指定集荷人証を交付するとともに、採捕従事者には資料17ページの指定の帽子を着用することを義務づけております。本県では、固定式の網具又は手持ちの網を使用して採捕されており、漁具漁法及び採捕区域ごとに許可しています。固定式の網具は内水面と海面で呼び名が変わり、内水面で使用されるものを提灯たぶ、海面で使用されるものをちようちん網と呼んでいます。基本構造はどちらも同じです。手持ちの網での採捕については、内水面、海面ともにたも抄いと呼んでいます。

それでは、令和4年産の取扱方針の内容についてご説明します。資料は再び13ページをご覧ください。取扱方針で定められている主な内容は、「漁具漁法の指定」、「許可取得者、採捕従事者、制定集荷人の責務」、「許可、採捕従事者、制定集荷人の対象者」、「採捕の区域」、「採捕数量、漁具数、たも抄いの採捕従事者数等の制限」、「許可の条件」、「不許可及び許可取消しの要件」、「許可期間及び採捕の期間」、「採捕実績の報告義務」となります。

今回の方針では、基本的な許可の仕組みについては従来の方針から変更を加えていませんが、大きく分けて5つの目的で修正を行っている箇所があります。1つ目が、例年どおりの年等の軽微な修正。2つ目が、特別採捕許可の実態との整合。3つ目が、内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖許可との整合。4つ目が、熊本県漁業調整規則との整合。最後の5つ目が、令和2年7月豪雨被災者への救済です。なお、今回の修正の内容については、7月20日に行われました内水面漁場管理委員会や関係団体へ意見を伺い、問題がないことを確認しております。

令和4年産の取扱方針案は資料18ページ以降となりますが、ここでは修正箇所及び修正の内容がわかるよう、資料27ページ以降の新旧対照表を使用してお説明いたします。また、修正箇所ごとに修正の内容と修正理由をご説明させていただきますと膨大な時間を必要としますので、修正目的の(1)から(4)までの体裁の修正や実態との整合等に

関する部分につきましては説明を省略させていただき、目的（５）の令和２年７月豪雨被災者を救済するために行った修正について、ご説明いたします。

資料は４０ページをご覧ください。新旧対照表では左端に令和４年産の新たな取扱方針の案、中央に令和３年産の旧取扱方針、右端に改正理由を記載しています。修正を行った箇所はたも抄いの採捕従事者数を制限する規定であり、従来、ただし書きによって前年産の許可実績人数を上限に許可する仕組みとなっていました。昨年は令和２年７月豪雨があり、養鰻組合から申請されている芦北地区のたも抄いの採捕従事者が被災したため、芦北地区でのたも抄いの許可申請を断念せざるを得ない状況が発生しました。これにより、養鰻組合のたも抄いの許可実績が減少してしまい、今年の許可申請で芦北地区のたも抄いの採捕従事者を復帰させることができなくなっています。豪雨で被災し許可申請ができなかったという事情を考慮し、県として被災者を救済する必要があると判断したため、今年に限り、前年許可実績を上限とする規定を２年前まで遡ることができるよう修正します。また、これは、被災者の救済を目的とした特別な措置であることから、修正は今年に限り、来年以降は元の規定に戻すこととします。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願いたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第２号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第２号議案については、異議のない旨を回答してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第２号議案については、異議のない旨を回答します。

続きまして、第３号議案「海区漁業調整委員会規程の改正について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

第3号議案、海区漁業調整委員会規程の改正について御説明させていただきます。

資料53ページをご覧ください。

本委員会で委員の皆様にご協議いただく海区漁業調整委員会規定の改正案をお示ししております。

海区漁業調整委員会規定は、以下、規程と略させていただきます。

この規程は、第1条の趣旨にもありますとおり、漁業法やその他関係法令に特別の定めがある場合を除くほか、海区漁業調整委員会の会議等に関し必要な事項を定めたものになります。

今回、本規程を改正する協議を行っていただくわけですが、資料の54ページの規程第13条に、この規程の改正は、委員会の議決によって行うと定めてありますので、本委員会で協議していただきたいと思えます。

具体的な改正の内容を御説明します。資料55ページをご覧ください。

改正箇所及び改正の内容が分かりやすいよう、海区漁業調整委員会規程新旧対照表を使用して御説明させていただきます。

資料の左の欄に旧（現行の規程）、右の欄に新（改正する規程案）を示しました。

改正する箇所にアンダーラインを引いています。

今回の改正は、昨年12月に施行された改正漁業法に伴うものと、行政手続きにおける国民の負担軽減と利便性を図ることを目的とする押印の見直しに伴い、関係する規程の条項の改正を行うものです。

はじめに、資料55ページの規程第3条第2項をご覧ください。

漢数字をアラビア数字に改正したいと考えております。

次に、資料55ページから56ページにかかる規程第3条第3項をご覧ください。左の欄の旧規程では、「会長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の3日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。」と規定されています。昨年12月に施行された改正漁業法第185条において、「公示は、インターネットの利用その他の適切な方法で行う」と規定されていますので、本委員会の規程についても、公示の方法を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改正したいと考えております。

次に、資料57ページの規程第8条と第9条をご覧ください。

どちらも、押印見直しに伴い、改正を行うものです。請願書については、署名又は記名押印、議事録については署名押印が必要であることを

規定していましたが、押印見直しの趣旨に鑑み、何れも署名のみへと改正したいと考えております。

資料58ページの附則につきましては、今回の改正に伴い、改正後の規定を令和3年〇月〇日から施行し、平成21年4月1日に制定した現行の規程を廃止したいと考えております。

以上、規程の改正について御説明させて頂きました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第3号議案については、案のとおり海区漁業調整委員会規定を改正してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、案のとおり海区漁業調整委員会規定を改正します。

それでは、次に、議事の2の報告1、「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量の変更について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量の変更について」報告させていただきます。座って説明させていただきます。資料は60ページをご覧ください。

7月30日付け水産庁通知により本県のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量に変更になったことに伴い、両資源の知事管理区分への配分量を変更しました。

今回の都道府県別漁獲可能量の変更は、令和3年6月中旬から国の仲介により調整が進められてきた漁獲可能量の融通が成立したことに伴

うものです。今回の融通の内容は、本県を含むいくつかの県と大臣管理区分である大中まき網漁業との間でのくろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の交換となります。

本県からは、関係漁協との調整の上、大型魚の枠を提供することとなり、代わりに大中まき網漁業から小型魚の枠を受け取ったことで、本県の都道府県別漁獲可能量について小型魚で1.0トン増、大型魚で1.0トン減となりました。

令和3管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う、知事管理区分への配分量の変更について、令和3年7月7日に開催しました第377回の本委員会で事前にお諮りしたとおり、熊本県資源管理方針別紙に定められている配分方法に従い、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分に配分しました。これにより、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理区分への配分量は、それぞれ11.4トン及び3.4トンとなりました。

なお、今回のくろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）の知事管理区分への配分量の変更については、令和3年8月13日付け県公報で告示を行い、さらに水産振興課ホームページ上でも公開の上、関係漁協へ周知済みです。

私からの報告は以上となります。

議長

ただ今、水産振興課から、議事の2報告1について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、特に無いようですので、議事の2報告1の質疑は終了します。

次に、議事の2の報告2、「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る公示について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る公示について」御報告させていただきます。

資料は64ページをご覧ください。

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室から令和3年8月20日付けで、広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）採捕の制限に係る公示について、事務連絡が発出されました。

これを受けて、63ページの令和3年8月26日付で本県水産振興課長名で、県内遊漁団体、県漁連、沿海漁協、沿海市町、熊本海上保安部、県関係機関に対して、周知しております。

内容についてですが、前回の本委員会での報告と重複する部分がありますが、63ページの送付文で説明させていただきます。

くろまぐろの遊漁については、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第66号に基づき、令和3年6月1日から、30kg未満の小型魚の採捕禁止、30kg以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告が開始されました。

また、同委員会指示67号により、同委員会会長は、遊漁者による大型魚の採捕が漁獲可能数量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示されるとされております。

前回の委員会で報告させていただきましたが、公示の発出の目安としては、大型魚が20トン程度採捕された場合とされており、今般、水産庁からの事務連絡で、広域漁業調整委員会指示に基づき、大型魚の採捕禁止期間が令和3年8月21日から令和4年5月31日までと公示され、遊漁団体、漁業団体、各都道府県に周知されているところです。

以上で、報告を終わります。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

佐々木委員

はい。

議長

どうぞ。

佐々木委員

クロマグロについては、大型魚も小型魚も全て採捕禁止になった訳ですが、このことに関する周知を熊本県の遊漁船業者に対して、告知するようお願いします。

牛深地区の遊漁船業者には、私の方から採捕禁止になりましたのでとお願いはしましたがけれども、県に問い合わせたところ、他の遊漁船業者の名簿は出せないということでしたので、県の方から周知をお願いできないでしょうか。

議長	水産振興課どうぞ。
水産振興課	御回答いたします。遊漁団体については、資料63ページの文書により通知をさせていただいているところです。県内の遊漁船業を営まれている業者もいますので、そちらの方にも通知をしたいと思っています。
佐々木委員	よろしくをお願いします。
議長	他に何かございませんか。
委員	ありません。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	ありがとうございました。 それでは、他に無いようですので、議事の2報告2の質疑は終了します。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	事務局から、何かありませんか。
事務局	ございません。
議長	それでは、短い時間ではございましたが、このような状況ですので、皆様の御協力ありがとうございました。これで第379回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。